

気象ビジネス推進コンソーシアムロゴ使用規程

気象ビジネス推進コンソーシアムロゴ使用規程（以下「本規程」という。）を次のように定める。

1 定義

気象ビジネス推進コンソーシアム(以下「WXBC」という。)が提供する WXBC ロゴとは、以下のロゴを個別にまたは総称していう。



2 権利の帰属

WXBC ロゴに関する権利（著作権及び版權並びに受注者が印刷物製造過程で作成した製版データの所有権）は、事務局（気象庁）に帰属する。

3 使用者について

WXBC ロゴを使用できる者は、WXBC 会員・事務局とする。また、5 項に定める条件を満たせば会員以外も使用できるものとする。

4 会員・事務局の使用条件

会員・事務局は、以下の条件に従い、WXBC ロゴを使用できるものとする。

- (1) ロゴのサイズは幅 661 ピクセル × 高さ 661 ピクセルを基本とし、拡大・縮小して使用する場合、縦横比を固定して拡大・縮小のうえ使用するものとする。また、図形と文字については、一体で使用するものとする。
- (2) WXBC 会員であることを示すことを目的として WXBC ロゴを使用する場合、WXBC の個別の許諾なく使用できるものとする。
- (3) イベント等について WXBC の後援・協賛・協力等を得ている場合、それを示す態様で WXBC ロゴを使用できるものとする。なお、イベントの後援・協賛・協力等については、WXBC 細則第 15 条による。

- (4) イベント等について WXBC の後援・協賛・協力等を得ていないにもかかわらず、そのような誤解を招くおそれのある態様で WXBC ロゴを使用してはならない。
- (5) WXBC ロゴについては、ロゴを用いた製品の販売等営利目的に使用してはならない。
- (6) 使用条件に関して疑問が生じた場合は、都度事務局に問い合わせるものとする。

5 会員以外の使用条件

WXBC の後援・協賛・協力等を得ているイベント等について WXBC ロゴの使用を希望する場合、以下の事項を明記して WXBC (事務局) に使用許諾を申請し、許諾を得たうえで 4 項 (1) 及び (6) の条件に従って使用しなければならない。なお、イベントの後援・協賛・協力等については、WXBC 細則第 15 条による。

使用者名 (個人または法人等)、使用者の連絡先、使用目的、使用態様 (たとえば、掲載する媒体の名称、掲載する媒体の概要、掲載時期等)

6 WXBC の免責とロゴ使用者の責任

- (1) WXBC は、ロゴ使用者が本規程に違反して WXBC ロゴを使用していると認めた場合、当該ロゴ使用者に対して、WXBC ロゴの使用停止その他の WXBC が必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとする。ただし、WXBC は、かかる違反を防止または是正する義務を負わない。
- (2) WXBC は、WXBC ロゴを使用したことに起因してロゴ使用者及び第三者に生じたあらゆる損害について、一切の責任を負わない。
- (3) ロゴ使用者は、WXBC ロゴを使用したことに起因して (WXBC がかかる使用を原因とするクレームを第三者から受けた場合を含む) WXBC が直接的または間接的に何らかの損害 (弁護士費用の負担を含む) を被った場合、WXBC の請求に従って、直ちにこれを補償しなければならない。

7 本規程の変更

WXBC は、運営委員会が必要と判断する場合、あらかじめ通知することなく、いつでも本規程を変更することができるものとする。

なお、変更後の本規程は施行日から効力を生じるものとし、ロゴ使用者が変更後も WXBC ロゴの使用を継続することにより、変更後の本規程に同意したものとみなす。

附則 本規程は、平成 29 年 8 月 15 日より施行する。